

釜石市移住支援事業費補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 釜石市移住支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づく報告及び調査について、市長から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次に掲げる場合には、釜石市移住支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合 全額
  - (2) 補助金の申請日から 3 年未満の間に釜石市から転出した場合 全額
  - (3) 補助金の申請日から 1 年以内に当該補助金の要件に該当する職を辞した場合 全額
  - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額
  - (5) 補助金の申請日から 3 年以上 5 年以内に釜石市から転出した場合 半額
  - (6) 次条の規定に基づく報告及び調査に応じない場合 全額